

学校法人京都外国語大学における次世代育成支援対策に関する行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目 標 1. 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

令和2年4月～ 育児休業取得の促進に向け、対象者となる教職員の確認及び、全教職員に産前産後休業や育児休業等の諸制度について周知する。特に、男性教職員に対して育児休業の取得を促す。

目 標 2. 小学校就学までの子育て支援のため、所定外労働の免除及び短時間勤務制度取得の促進を図る。

<対策>

令和2年4月～ 制度の趣旨、活用について教職員に周知する。

目 標 3. 子育てのためのサービスを利用する際の費用の補助

<対策>

令和2年4月～ 子育てサービス提供を精査し、費用の負担を図れるように整備する。

目 標 4. 看護休暇のための休暇について、時間単位で取得できる制度の導入

<対策>

令和2年4月～ 小学校就学前まで、半日単位で取得できる看護休暇を時間単位で取得可能にできるように整備する。

(2) 次世代育成支援対策に関する事項

目 標 1. トライアル雇用を通じた雇入れ、適正な募集・採用の機会の確保を図る。

<対策>

令和2年9月～ トライアルでの障害者雇用の推進や、職員採用に際し次世代の採用を積極的に図る。

以上